



登録申請書の受付が始まりました
インボイス制度の準備はお早めに!

間もなく始まるインボイス制度(基本編)

令和5年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が始まります。



インボイスとは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、現行の「区分記載請求書」に①登録番号、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等の記載を追加した書類やデータのことをいいます。

制度開始後は、インボイス発行事業者として登録を受けなければ、取引先(課税事業者に限る)の求めに応じてインボイスを交付することができません。BtoB事業者は、登録申請やインボイス発行に即したシステム導入などの検討を早急に行う必要があります。また、免税事業者はインボイスを交付することができないので、課税事業者になってインボイス発行事業者の登録を受けるかどうかを検討しなければなりません。

1 インボイス制度の概要

① 開始時期：令和5年10月1日

② インボイス(適格請求書等)とは

売り手が買い手に対し、正確な税率や消費税額等を伝えるための手段で、インボイス(適格請求書又は適格簡易請求書※1)に必要な記載事項は以下のとおりです。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号※2
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号※2
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

※1 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

※2 登録番号は、登録事業者に与えられるものです。次ページ②①を参照。

③ インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

現行の区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、インボイス(適格請求書)発行事業者から交付を受けた「インボイス(適格請求書等)」の保存が仕入税額控除の要件となります。インボイス発行事業

者は、取引の相手方(課税事業者に限る)から求められた場合、インボイスの交付及び写しの保存が義務付けられます。

インボイス発行事業者(課税事業者に限る)になるためには、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受けなければなりません。インボイス発行事業者の情報については、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

2 インボイス発行事業者になるための登録手続

① インボイスを発行するためには登録申請が必要です

インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

登録申請書はe-Taxまたは郵送で提出できます。郵送の場合は、送付先が各税局の「インボイス登録センター」になりますのでご注意ください。

登録を受けた事業者には、税務署長から登録番号が通知されます。この通知がされるまでは登録番号がありませんので、インボイス発行事業者になることはできません。



② 令和5年10月1日から登録を受けるための申請期限

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受け、インボイス発行事業者になろうとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

③ 免税事業者が令和5年10月1日から登録する場合

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合は、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられているため、課税事業者選択届出書の提出は不要です。この経過措置により登録を受けた場合、登録日前は免税事業者、登録日からは課税事業者となりますので、登録日から課税期間の末までの消費税申告が必要です。



3 免税事業者は登録を受ける必要があるのか

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。とはいっても、登録を受けなければインボイスを発行することができませんので、取引の相手方が仕入税額控除を受けられないということになります。

ここで問題になるのは、取引の相手方が事業者か事業者以外の者(サラリーマンや主婦など)かということです。事業者以外の者を相手にした小売業やサービス業などであればインボイス交付を要求されることはほとんど無いはずで、そのような商売を営む事業者は免税事業者のままで大きな弊害は無さそうです。

しかし、BtoB取引(事業者間取引)がある免税事業者の場合は、取引の相手方が課税仕入れができないことを理由に、取引関係を解消される可能性も否定できません。このような点を踏まえて登録の必要性をよく検討しなければなりません。